



平成19年4月16日

各 位

会社名 株式会社 ゴ ト ー
代表取締役社長 後 藤 行 宏
(JASDAQ・コード 9817)
(問合せ先)

責任者役職名 常務取締役管理本部長
兼総合企画部長

氏 名 土 橋 文 彦
T E L 055 (923) 5100

定款一部変更に関するお知らせ

平成19年4月16日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成19年5月30日開催予定の第54期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定時株主総会開催予定日 平成19年5月30日

2. 定款の一部変更の趣旨および目的

インターネットの普及を考慮し、情報化社会に適合する公告方法を採用することにより株主の皆様への周知性の向上と手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更するものであります。併せて、事故その他やむを得ない事由により電子公告ができない場合の公告方法を定めるものであります。

なお、上記変更併せ、条文の一部字句の追加、修正を行うものであります。

3. 変更の内容

変更の内容は、別紙変更定款案のとおりであります。

別 紙

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ゴトーと称し、 英文では <u>GOTOCO, LTD.</u> と表示する。</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>第3条</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は <u>日本経済新聞に掲載する方法</u>により行う。</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第12条</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎月2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>第47条</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ゴトーと称し、 英文では <u>GOTO CO., LTD.</u> と表示する。</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>第3条</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子広告により行う。ただし、やむを得ない事情により電子広告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第12条</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、<u>毎年</u>2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>第47条</p>

以 上